

【貯蓄預金規定】

1. (取引店の範囲)

貯蓄預金(以下「この預金」といいます。)は、口座開設店(以下、当店といいます。)のほか当組合本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払戻しができます。

2. (振込金の受入れ)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3. (預金の払戻し)

(1) 貯蓄預金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章(または暗証)により記名押印(または暗証記入)して、通帳とともに提出してください。

(2) 前(1)の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

5. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受け入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。)1,000円以上について付利単位を1円として、毎日の最終残高に応じた店頭表示の貯蓄預金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

6. (解約等)

この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

7. (預金取引共通規定の適用)

この規定に定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以上